



不妊治療費助成のしおり



1 対象者

- ① 夫婦の一方又は双方が東海市内に住所を有していること。
- ② 婚姻の届出をしている、又は事実婚の夫婦であることが確認できること。
- ③ 医療機関によって不妊治療が必要であると認められたこと。

▲不妊治療費助成

2 助成内容

不妊治療にかかる医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

※ 保険外診療の医療費（先進医療の技術料など）、入院時の食事代、ベッド代は対象外です。

3 助成額及び助成対象期間

上限30万円（3月診療分から翌年2月診療分までの1年間）

※ 自己負担額から、高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額を控除した額です。

生殖補助医療等（体外受精・顕微授精等）、医療機関等での支払いが高額になる場合、治療前に加入している保険組合等に申請をし、**限度額適用認定証**を提示して受診してください。

【限度額適用認定証について】

限度額適用認定証を提示していただくと、医療機関での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。限度額認定証を提示せずに医療費を支払うと、後日、高額療養費の申請をご加入の保険組合等へ申請いただいた後、申請した高額療養費の支給決定通知書の提出が必要となります。通常、診療月から4ヶ月程度かかりますので、不妊治療費助成金の支払いも遅れることとなります。限度額適用認定証については、治療前に、加入している保険組合等へお問い合わせください。

＜高額療養費制度の利用申請についてのごお願い＞

不妊治療費助成額は、高額療養費、付加給付金等で返還された金額を除いた自己負担額となります。対象者の方は、必ず「高額療養費制度」の利用申請を行ってください。申請方法は、加入している保険組合等にご確認ください。

※高額療養費とは、医療機関や薬局で支払う医療費が1ヶ月で上限を超えた場合、その超えた額が保険組合等から支給されるものです。上限額は年齢や所得に応じて定められています。

※付加給付金とは、保険組合等において独自に決められた限度額を超過した費用が支給される制度です。高額療養費制度に上乗せして付加給付されるものです。

4 申請期限

令和5年3月診療分から令和6年2月診療分までの分を、**令和6年3月末まで**。

- ※ ただし、自己負担から控除される高額療養費等の手続中、又は手続きを予定しており、上記、期限までに、必要書類が間に合わない場合は、事前にご連絡の上、令和6年3月末までに揃っている書類をご提出ください。ご提出が間に合わない書類については、取得後速やかにご提出ください。

裏面に続く

5 支払いについて

申請書類を審査した上で、書類を受理した日から約1ヶ月の間に振込先へお支払いいたします。

- ※ 申請書類等の審査をした際に、医療機関等やご加入の保険組合等への確認事項が発生した場合は、確認後、書類の受理となります。
- ※ ひと月の支払いが57,600円以上で、助成金申請時に、限度額適用認定証の提示がなく、高額療養費等の申請、支給もなしで申告された場合は、ご加入の保険組合等に、本市より高額療養費等の支給の有無を確認した後に、書類の受理となります。確認後、高額療養費等が有りの場合は、その額を控除しお支払いとなります。

6 申請及び必要書類

次の書類を国保課へ申請してください。

※書類については、国保課での配布又は市ホームページからのダウンロードをご利用ください。

申請に必要な書類	
必ず必要なもの	(様式第1) 東海市不妊治療費助成金支給申請書兼請求書
	(様式第2) 東海市不妊治療に係る証明書(医療機関で記入するもの)
	(様式第3) 東海市不妊治療費助成金申請用に関する同意書兼申告書
	(様式第4) 高額療養費等に伴う同意書
	領収書(原本) ※「東海市不妊治療に係る証明書」に記載されている分 証明書に記載がない領収書は、助成対象外です。
	健康保険証(夫婦とも、事実婚の場合は両人とも)(コピー可) ※申請される期間中に保険証の切り替えがあれば、各診療月時点でのすべての保険証をご提示ください。
	振込先の口座番号が確認できるもの
条件により必要なもの	申請者の本人確認書類(顔写真のあるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)は1種類、写真のないもの(健康保険証等)は2種類)
	戸籍謄本 ※3か月以内に発行されたもの (夫婦の一方が東海市外に住民票があり、戸籍が東海市にない場合。事実婚等は両人の謄本が必要です。)
	限度額適用認定証(治療前に加入している保険組合に申請し発行してもらうもの)(コピー可)
	高額療養費・付加給付金の支給決定通知書(加入している保険組合等より発行されるもの)(コピー可) ※高額療養費や付加給付金が支給された場合
	外国人の方は婚姻の届出をしていることを証する書類 (様式第5) 事実婚関係に関する申立書

- ※ 提出していただいた領収書などはお返ししませんので、必要な方はコピーを取っておいてください。また、原本を返却希望の場合は、原本とコピーを1部ずつ提出ください。照合の上、押印をした後、原本はお返しします。
- ※ 払い戻しを受けた医療費助成額は、所得税の確定申告などにおける医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当しますので、**元の医療費から差し引いて申告してください**(詳しくは、お近くの税務署などにお問い合わせください。)

7 その他

不妊・不育に関する専門相談について

愛知県不妊・不育専門相談センター(名古屋大学医学部附属病院内)では、専門医師やカウンセラーによる不妊・不育についての専門相談を実施しています。相談は無料です。

- ・電話相談(専用) 052-741-7830
- ・面談相談(予約制)

【問合せ先】

東海市役所 1階 国保課 医療助成担当

電話 052-603-2211/0562-33-1111(内線177~179)

